

ジャパנקリーン産業廃棄物最終処分場（安定・管理型）併設事業に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と株式会社ジャパנקリーン（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、平成 22 年 12 月 21 日に締結したジャパנקリーン産業廃棄物最終処分場（安定・管理型）併設事業に関する協定書（以下「協定」という。）、平成 29 年 5 月 15 日に締結したジャパנקリーン産業廃棄物最終処分場（安定・管理型）併設事業に関する変更協定書（以下「第 1 回変更協定」という。）及び平成 30 年 2 月 9 日に締結したジャパנקリーン産業廃棄物最終処分場（安定・管理型）併設事業に関する変更協定書（以下「第 2 回変更協定」という。）のうち、協定第 3 条に規定する事業計画を変更することについて、協定第 8 条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第 3 条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

ただし、別紙における内容に留意すること。

この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

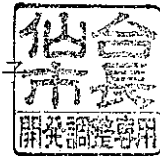
平成 30 年 3 月 28 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市

代表者 市長

郡 和



乙 仙台市青葉区中央三丁目 2

株式会社ジャパנקリーン

代表取締役 杉 澤



(別紙)

乙は、事業区域内の青葉区芋沢字青野木 666 の取扱いについて甲と継続的に協議することとし、協議が整うまで安定型跡地利用造成事業に着手しないこと。また、事業区域内の青葉区芋沢字青野木 490-3 の取扱いについても甲と協議を進めること。